

## 令和4年度 中川小学校いじめ防止基本方針

朝来市立中川小学校

### いじめ防止と学校運営の基本

本校には、校志「やさしく 強く より高く」の精神が学校運営に脈々と受け継がれてきている。また、本校は昔から人権教育に力を入れてきており、PTAと連携した取組も行っている。この精神をまず教職員が、そして児童が理解し実践することで、いじめのない学校・いじめを許さない風土のある学校づくりができるはずである。さらに、学校に対して協力的な保護者・地域もいじめ予防・撲滅の支援者であり、校内体制の充実と外部との連携を軸に取り組んでいく。

### 1 いじめとは

◎「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめの基本認識

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。  
○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

### 3 未然防止

#### —いじめの起こらない学校・学級づくりの実現—

◎教育活動全体を通じて、命や人権を大切にする心を育てる。  
◎自分がかけがえのない存在であることを実感させる。  
◎様々な集団をとおして、多様なものの見方や考え方を身につけさせると共に、自他の個性を受け入れる寛容な心を育てる。  
・「『命の大切さを実感させる教育プログラム』」等の活用  
・「兵庫県版道徳教育副読本」等を活用した道徳教育の充実  
・「いじめを許さない人権教育教材」等を活用した人権教育の充実  
・「兵庫県いじめ対応マニュアル」〈改訂版〉の活用  
・「朝来市いじめ防止基本指針」の活用

※いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」子どもを育てる指導を徹底する。

## 4 早期発見

- ◎日ごろから、教職員と児童の好ましい人間関係の構築に努める。
- ◎いじめは教職員や大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくいものであることを認識し、子どもの小さな変化を敏感に察知し、絶対に見逃さない。
- ◎「子どもを語る会」を毎月1回以上実施し、多角的に児童を見るように心がけ、場合によってはすぐに対策をとる。
- ◎教育相談やアンケート調査、チェックリストによる観察等、いじめ発見のための具体的な取組を毎月実施する。

※いじめの兆候を見逃さないことと、積極的な情報収集に日々努める。

## 5 早期対応

- ◎「いじめ」または「いじめの疑い」の情報をキャッチしたら、直ぐに関係者で情報を共有する。
  - ◎当事者双方と周りの子どもから聞き取り、記録する。
  - ◎「いじめを受けている子」「いじめを受けている子の保護者」の話をじっくりと聞き、その気持ちに十分に寄り添う。
  - ◎いじめ解消のあと、必ず学校・学級の課題を点検し、絶対に再発させない体制を学校全体で構築する。
- ※担任一人で抱え込みます、すぐに、校内いじめ対応チーム（対策組織）へ報告し、組織的に対応することを基本とする。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- ◎ネット上のいじめとは、スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口やひぼう中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりするなどの方法により、いじめを行うものである。
  - ◎学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。
  - ◎書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
  - ◎学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要である。
- ※家庭に対して、持たせない指導の呼びかけをしつつ、適切な使い方、加害・被害防止について、啓発をすすめる。（教育講演会の実施）

## 7 いじめ問題に取り組む体制の整備

- ◎校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。
- ◎いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

## 8 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

- ◎いじめを認知した場合は、直ぐに管理職に報告し、学校として対応する。
  - ◎校長はいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。
  - ◎いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
  - ◎いじめが解消したと見られる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。
- ※いじめ事案に対して、教頭は情報を収集し時系列で記録に残す。

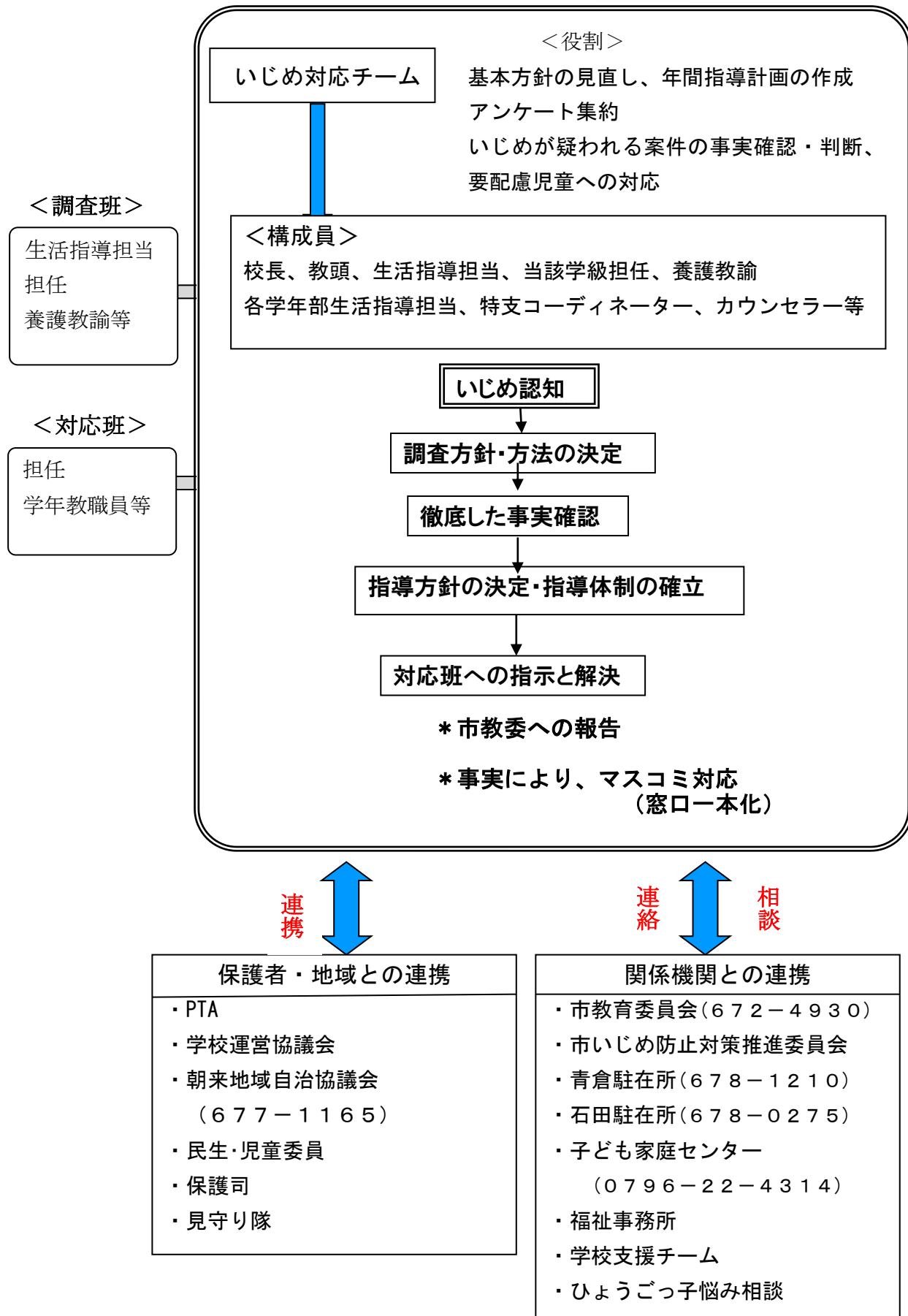
## 9 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

- ◎学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。また、状況に応じて、学校支援チームや朝来市いじめ防止対策委員会の助言や支援を受ける。
  - ◎地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておく。（市教委主導）
  - ◎いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センター・福祉事務所・民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。
- ※定期的に交通安全指導教室を開催するなど警察官等が、児童を直接指導する機会を設け「顔の見える連携」を行う。

## 10 教職員の研修の充実

- ◎「兵庫県いじめ対応マニュアル」・「朝来市いじめ防止基本方針」及び、本基本方針等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。
- ◎教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーや外部機関等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

## 11 組織的対応



## 12 年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	家庭・地域等の連携
4 月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成 子どもを語る会	こども園・中学校との情報交換 学級づくり	ふり返りwiークアンケート	家庭訪問 地域行事参加 保護者向け啓発 (PTA総会) いじめのサイン発見シート
5 月	子どもを語る会	職員研修会「いじめ対応マニュアル」等の活用	ふり返りwiークアンケート	学級懇談会
6 月	子どもを語る会	ネット犯罪防止講演会 学校運営協議会①	早期発見チェックリスト	学校便りによる啓発 PTA 人権標語募集 ネット犯罪防止講演会 保護者アンケート
7 月	子どもを語る会	人権学習 「NO! 体罰」等の研修	ふり返りwiークアンケート 個別懇談	教育相談 PTA 輪読人権学習
8 月		中学校との情報交換 カウンセリングマインド研修		子どもの見守り活動 地域行事参加
9 月	子どもを語る会		ふり返りwiークアンケート	
10 月	子どもを語る会	道徳参観日 学校運営協議会②	ふり返りwiークアンケート 早期発見チェックリスト	地域行事参加 子どもの見守り活動 PTA 人権教育講演会
11 月	子どもを語る会	人権学習	ふり返りwiークアンケート オープンスクール	児童虐待防止月間
12 月	子どもを語る会		ふり返りwiークアンケート 個別懇談	人権週間 教育相談 保護者アンケート
1 月	子どもを語る会		ふり返りwiークアンケート 中川っ子いきいきアンケート	
2 月	子どもを語る会	人権学習 学校運営協議会③	ふり返りwiークアンケート オープンスクール 早期発見チェックリスト	
3 月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ	中学校との情報交換	ふり返りwiークアンケート	地域行事参加 子どもの見守り活動

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

記入日 年 月 日( )

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 揲示物が破れたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている

### いじめられている子

#### ○日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- にやにや、へらへらしている
- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしている
- 表情が暗く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

#### ○授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

#### ○昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 食べ物にいたずらされる

#### ○清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### ○その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

### いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

## 教職員のいじめ対応チェックリスト

### 1 子どもの変化を見逃さないために

記入日 \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日( )

#### 〔自身の行動〕

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- 連絡帳・生活ノート等を確認している
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している
- 休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている

#### 〔情報共有〕

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教諭と情報共有をしている
- スクールカウンセラー（キャンパスカウンセラー）と情報共有をしている
- いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

#### 〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- 教室の子どもの机の中を確認している
- 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

## 2 適切ないじめ対応のために

### 〔自身の行動〕

- 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- 自校でいじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

### 〔情報共有〕

- 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している
- いじめアンケートの回答者の口のうたに確認し、他の教職員と情報共有する

### 〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している
- 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

## 3 管理職としての校内体制づくりのために

### 〔日々の体制〕

- 学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している
- 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しの良い環境づくりに努めている
- いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- いじめアンケートの項目や実施方法について、校内いじめ対応チームで検討している

### 〔計画的実施〕

- 校内いじめ対応チームの会議を定期的に実施している
- いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している
- いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

### 〔年度毎の点検・評価〕

- 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている
- いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している
- 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて改定している